

# 田原市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、田原市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、立地適正化計画の策定に関する事項その他必要な事項について、協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は各種団体若しくは事業者の代表者若しくはその指名する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 市長は、第1項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から立地適正化計画案の策定の日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は必要が生じたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び資料等の扱い)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議並びに会議に関する資料及び議事録（以下「資料等」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、円滑な議事運営等に支障が生じると認められる場合においては、会長又は委員の発議により出席した委員の過半数で決したときは、会議又は資料等を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、立地適正化計画の策定の日限りでその効力を失う。

(会議の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、会長又は職務代理者が置かれていないときは、市長が会議を招集するものとする。